

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年8月16日提出
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目 6 番 2 1 号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【電話番号】	03-6432-7746
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	楽天レバレッジNASDAQ - 1 0 0
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2021年10月20日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

日々の基準価額の値動きがNASDAQ-100指数（米ドルベース）の値動きに対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行います

- ◆米国株式市場の値動きを享受する円建債券（以下「円建債券」といいます。）および米国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。
- ◆流動性等を考慮し、円建債券と米国の株価指数先物取引の配分比率を決定します。
- ◆円建債券、米国の株価指数先物取引以外に、これら投資対象と同様の投資効果が期待できる上場投資信託証券、上場投資証券への投資をすることができるものとします。
- ◆為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

！ NASDAQ-100指数とは？

NASDAQ-100指数とは、米国のナスダック市場に上場している銘柄のうち、時価総額の大きい金融を除く100社の株式で構成される株価指数です。

当ファンドは、Nasdaq, Inc.またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc.およびその関連会社を「ナスダック社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。ナスダック社は、当ファンドの合法性もしくは適合性、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について保証するものではありません。ナスダック社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、有価証券全般、特に当ファンドへの投資の妥当性、およびNASDAQ-100 Indexの株式市場全般のパフォーマンスに追随する可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行いません。ナスダック社と楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」）の関係は、Nasdaq®、NASDAQ-100 Indexの登録商標およびナスダック社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに当社または当ファンドとは無関係に、Nasdaqが決定、構築および算出を行うNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。Nasdaqは、NASDAQ-100 Indexの決定、構築および計算に関し、当社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。ナスダック社は、当ファンドの発行に係る時期、価格もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、また関与していません。ナスダック社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関して一切の責任を負いません。

ナスダック社は、NASDAQ-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および完全性を保証しません。ナスダック社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、当社、当ファンドの保有者、その他いかなる者または組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。ナスダック社は、NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関して、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつ特定の目的または利用のための商品性または適合性については、いかなる保証も明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、ナスダック社は、逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害について、たとえ当該損害の可能性について通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、円建債券および株価指数先物取引等を主要投資対象とします。



※当ファンドは、ハーブ・イシューア・ピーエルシー (Harp Issuer plc) が発行する円建債券に投資します。円建債券においては、担保付スワップ取引を通じて、原則として日々の債券価格の値動きがNASDAQ-100指数(米ドルベース)の概ね2倍に連動する投資成果を享受します。

主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含む)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

< 追加的記載事項 >

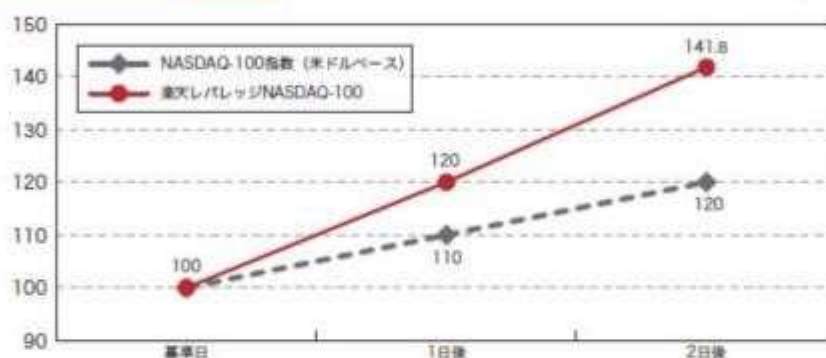
基準価額の変動について

当ファンドは、日々の基準価額の値動きがNASDAQ-100指数(米ドルベース)の日々の騰落率に対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、NASDAQ-100指数(米ドルベース)の騰落率に対して2倍になるとは限りません。

①NASDAQ-100指数(米ドルベース)が上昇を続けた場合 = 基準価額は大きく上昇

	基準日	1日後	2日後	2日後と基準日の比較
NASDAQ-100 指数 (米ドルベース)	100	110	120	+20%
(前日比)	-	+10%	+9.1%	
楽天レバレッジ NASDAQ-100	100	120	141.8	+41.8%
(前日比)	-	+20%	+18.2%	



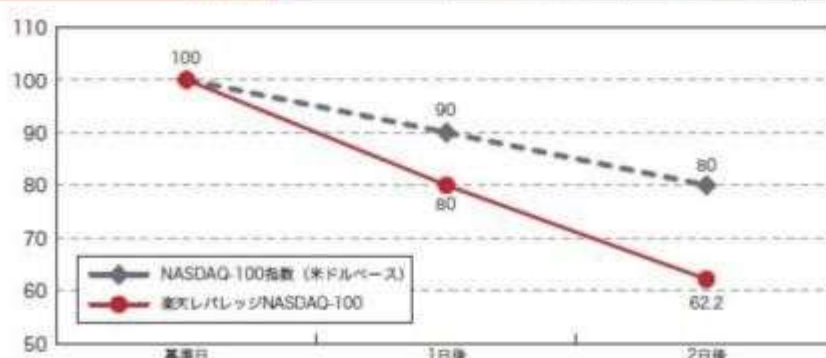
前日との騰落率の比較では、「NASDAQ-100指数(米ドルベース)」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は2倍となっています。

しかし、基準日と2日後を比較すると「NASDAQ-100指数(米ドルベース)」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は+41.8%となっており、NASDAQ-100指数(米ドルベース)の2倍の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも2倍になるとは限りません。

②NASDAQ-100指数(米ドルベース)が下落を続けた場合 = 基準価額は大きく下落

	基準日	1日後	2日後	2日後と基準日の比較
NASDAQ-100 指数 (米ドルベース)	100	90	80	▲20%
(前日比)	-	▲10%	▲11.1%	
楽天レバレッジ NASDAQ-100	100	80	62.2	▲37.8%
(前日比)	-	▲20%	▲22.2%	



前日との騰落率の比較では、「NASDAQ-100指数(米ドルベース)」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は2倍となっています。

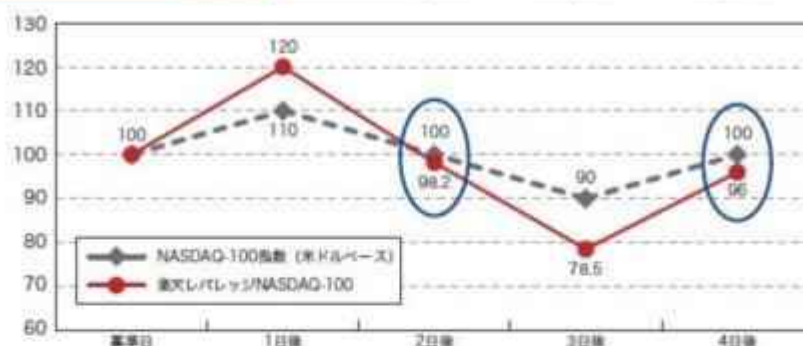
しかし、基準日と2日後を比較すると「NASDAQ-100指数(米ドルベース)」の騰落率が▲20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は▲37.8%となっており、NASDAQ-100指数(米ドルベース)の2倍の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも2倍になるとは限りません。

③NASDAQ-100指数(米ドルベース)がもみ合った(一定の範囲内で、上昇と下落を繰り返した)場合

= NASDAQ-100指数(米ドルベース)が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることになります。

	基準日	1日後	2日後	3日後	4日後
NASDAQ-100 指数 (米ドルベース)	100	110	100	90	100
(前日比)	-	+10%	▲9.1%	▲10%	+11.1%
楽天レバレッジ NASDAQ-100	100	120	98.2	78.5	96
(前日比)	-	+20%	▲18.2%	▲20%	+22.2%



2日後、4日後において、「NASDAQ-100指数(米ドルベース)」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100よりも下となっています。このように、NASDAQ-100指数(米ドルベース)が上昇・下落を繰り返した場合には、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押下げられることになります。

従って、当ファンドは、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の投資に向いている金融商品です。

※各表およびグラフは、基準日を100として、NASDAQ-100指数(米ドルベース)の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。NASDAQ-100指数(米ドルベース)やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんのでご注意ください。

特に留意すべき事項

当ファンドは、下記の事項につきまして、特にご留意をお願いします。なお、ご投資にあたっては後述の「投資リスク」も合わせてご確認ください。

●日々の基準価額の値動きは、NASDAQ-100指数(米ドルベース)の値動きの2倍に連動するとは限らず、そのずれが大きくなる場合があります。その主な要因は以下の通りです。

- ・円建債券が内包する担保付スワップ取引に起因する対象指数の値動きと円建債券の値動きとの差
- ・対象指数の値動きと、利用する株価指数先物取引の値動きの差
- ・取引を行った株価指数先物取引の約定値段と、当該日の評価値段の差
- ・株価指数先物取引やその対象資産の大幅な変動や流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ・必要な株価指数先物取引量の全部または一部における取引不成立
- ・信託報酬、監査費用、売買委託手数料等の負担
- ・株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引に乘換える）時に発生する売買委託手数料やキャリー・コスト等のコスト負担や、限月の異なる先物間の価格差の変動の影響
- ・市場価格変動等により発生する、実質的な株式保有額と目標とする株式保有額との乖離

●やむを得ない事情がある場合等には、委託会社の判断により、購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

（３）【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

委託会社の概況（2022年5月末現在）

- 1) 資本金
150百万円
- 2) 沿革
2006年12月28日 「楽天投信株式会社」設立
2008年 1月31日 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]
2009年 4月 1日 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況

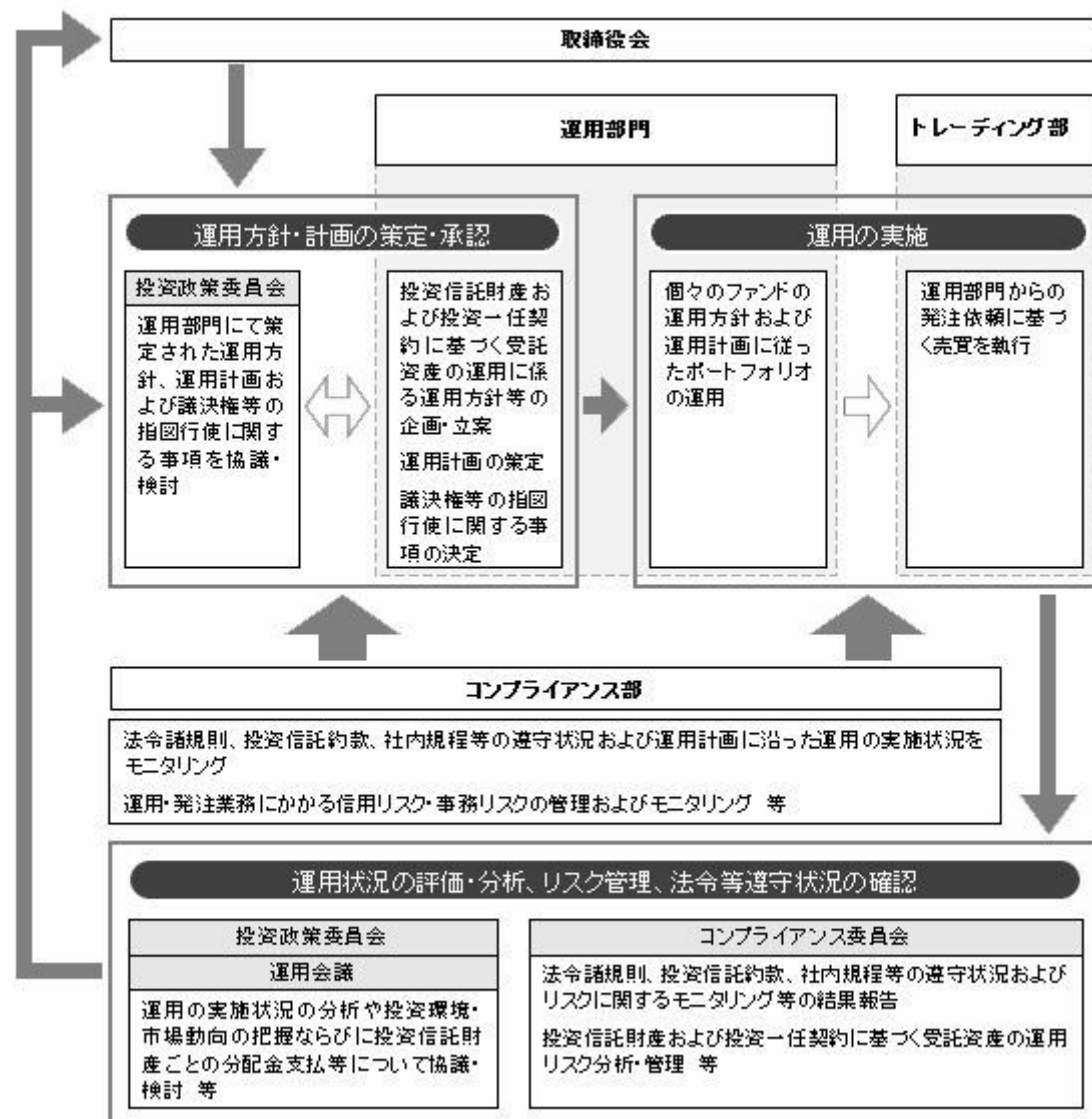
名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天カード株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。

- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

上記体制は2022年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

（１）基準価額の変動要因およびその他の留意点

（略）

<主な変動要因>

～ （略）

流動性リスク

有価証券等の流動性は、需給環境や市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待される価格での売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額の下落要因となります。

～ （略）

（略）

<その他の留意点>

（略）

- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

<訂正後>

（１）基準価額の変動要因およびその他の留意点

（略）

<主な変動要因>

～ （略）

流動性リスク

有価証券等の流動性は、需給環境や市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動

性が低下した場合、市場実勢から期待される価格での売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額の下落要因となります。

また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

～（略）

（略）

<その他の留意点>

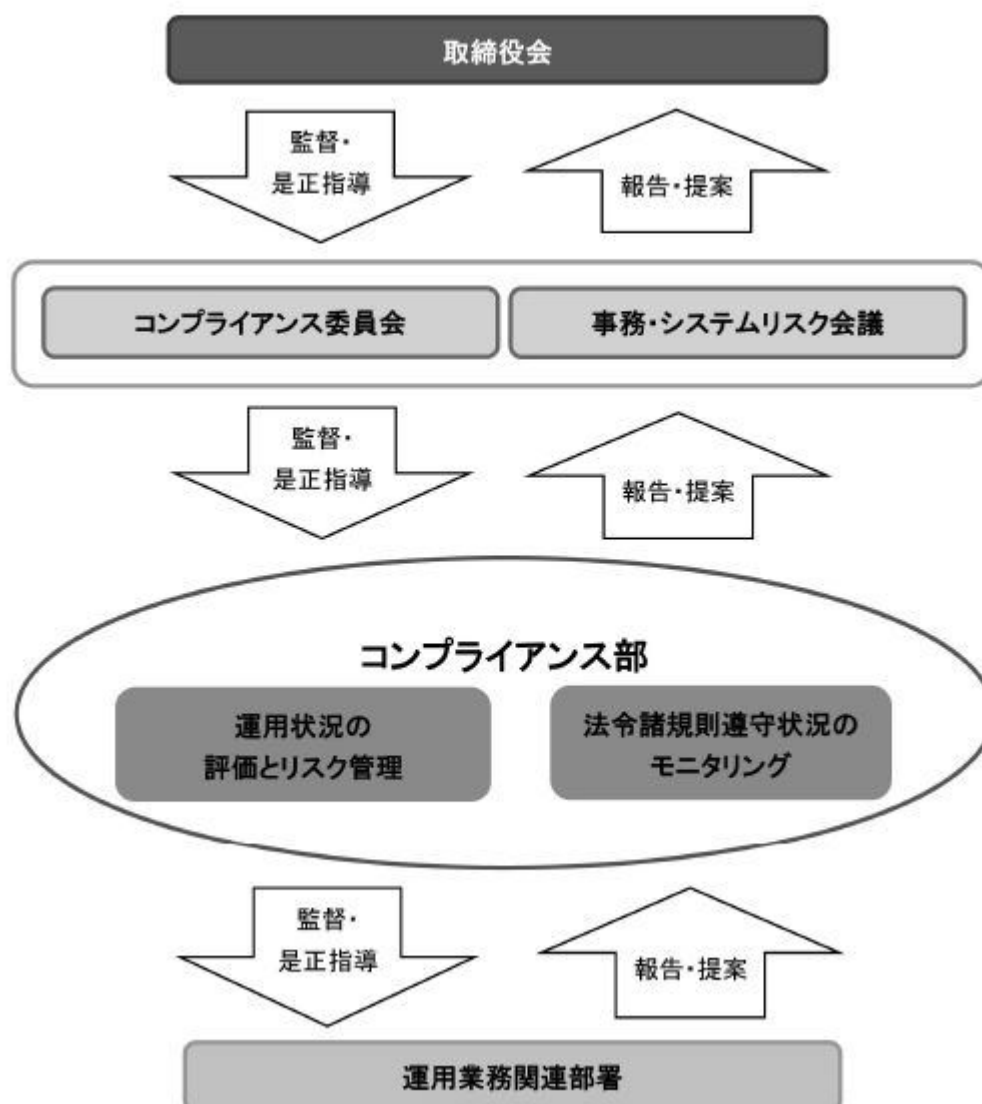
（略）

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

<更新後>

（２）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



*全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢の監督を行います。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

*運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を行います。

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

上記体制は2022年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

参考情報

■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。(当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。)

※当ファンドの年間騰落率は、運用期間が1年に満たないため、表示しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの運用期間が1年に満たないため、当ファンドの騰落率は表示しておりません。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

- １）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- ２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- １）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ２）受益者が収益分配金を受け取る際
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場

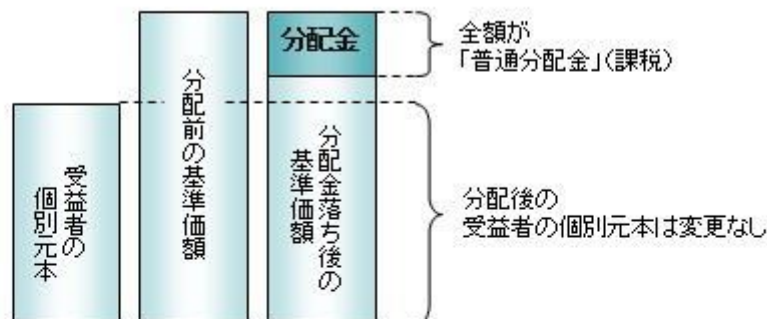
合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

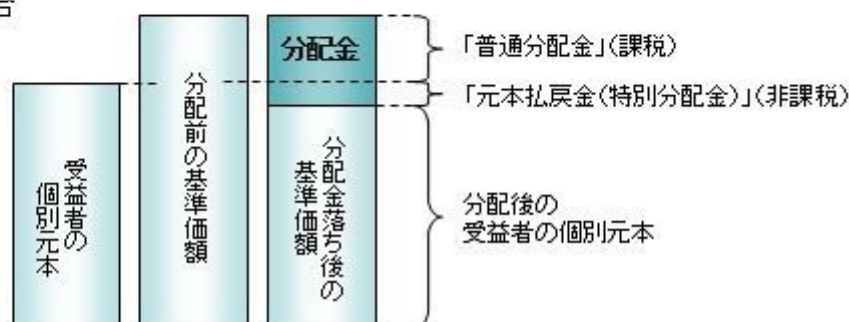
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【楽天レバレッジNASDAQ-100】

以下の運用状況は2022年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	アイルランド	18,584,865,200	78.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	5,188,226,724	21.82
合計(純資産総額)		23,773,091,924	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	----	------	---------	---------

株価指数先物取引	買建	アメリカ	10,110,077,117	42.53
----------	----	------	----------------	-------

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	3,263,481,040	13.73

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
アイルランド	社債券	HARP ナス ダック１００先物 ２倍レバレッジリ ンク債	32,243,000,000	86.56	27,910,942,900	57.64	18,584,865,200	0	2024/11/25	78.18

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
社債券	78.18
合計	78.18

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (％)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ商業 取引所	NASDAQ 100MI	買建	311	アメリ カ・ドル	76,090,845	9,755,607,237	78,855,605	10,110,077,117	42.53

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (％)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	25,484,000.00	3,281,576,003	3,263,481,040	13.73

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2021年11月末日	11,082	—	1.0063	—
12月末日	20,759	—	1.0140	—
2022年 1月末日	19,599	—	0.7708	—
2月末日	21,342	—	0.7347	—
3月末日	28,374	—	0.8232	—
4月末日	21,980	—	0.6068	—
5月末日	23,773	—	0.5704	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2021年11月17日～2022年 5月16日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2021年11月17日～2022年 5月16日	45.26

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2021年11月17日～2022年 5月16日	47,654,591,175	8,062,266,408

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

2022年5月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	第1期 2022年10月	設定来累計
分配金	未到来	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産名	投資比率
HARP ナスダック100先物2倍レバレッジリンク債 11/25/24	78.2%
短期金融資産、その他	21.8%
合計	100.0%

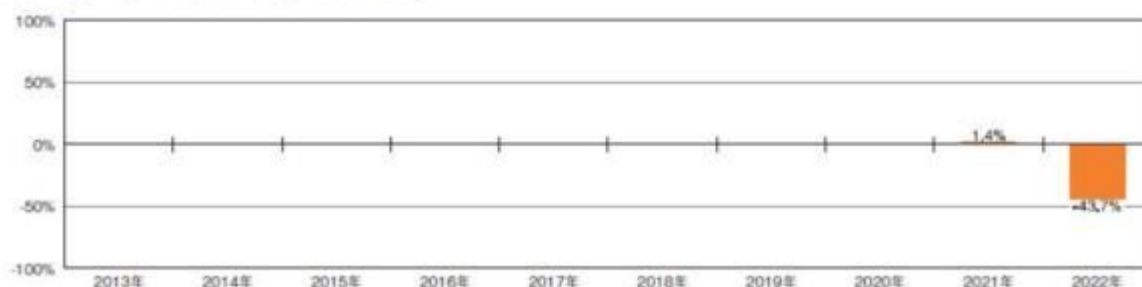
その他資産の状況	投資比率
株式先物	42.5%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※株式先物は、EミニNASDAQ100指数先物です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2021年は設定日(2021年11月17日)から年末まで、2022年は5月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2021年11月17日から2022年5月16日まで)の中間財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人より中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【楽天レバレッジNASDAQ - 100】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)	
	第1期中間計算期間末 2022年 5月16日現在
資産の部	
流動資産	
預金	323,087,800
コール・ローン	1,819,240,876
社債券	17,461,607,400
派生商品評価勘定	45,511,675
前払金	205,796,038
差入委託証拠金	2,248,447,141
流動資産合計	22,103,690,930
資産合計	22,103,690,930
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	250,698,371
未払金	37,023,527
未払解約金	65,368,738
未払受託者報酬	2,731,871
未払委託者報酬	73,760,454
未払利息	5,233
流動負債合計	429,588,194
負債合計	429,588,194
純資産の部	
元本等	
元本	39,592,324,767
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	17,918,222,031
元本等合計	21,674,102,736
純資産合計	21,674,102,736
負債純資産合計	22,103,690,930

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
	第1期中間計算期間 自 2021年11月17日 至 2022年 5月16日
営業収益	
有価証券売買等損益	10,253,619,900

第1期中間計算期間 自 2021年11月17日 至 2022年 5月16日	
派生商品取引等損益	2,608,573,947
為替差損益	177,989,535
その他収益	72,788
営業収益合計	12,684,131,524
営業費用	
支払利息	1,306,235
受託者報酬	2,731,871
委託者報酬	73,760,454
その他費用	1,730,180
営業費用合計	79,528,740
営業利益又は営業損失（ ）	12,763,660,264
経常利益又は経常損失（ ）	12,763,660,264
中間純利益又は中間純損失（ ）	12,763,660,264
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,033,695,973
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	500,717,184
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	500,717,184
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,688,974,924
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,688,974,924
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	17,918,222,031

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。

4.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間末 2022年 5月16日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	39,592,324,767口
2. 元本の欠損	17,918,222,031円
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 0.5474円
	(10,000口当たり純資産額) (5,474円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2022年 5月16日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

第1期中間計算期間末（2022年 5月16日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	8,778,757,728	-	8,572,961,690	205,796,038
合計		8,778,757,728	-	8,572,961,690	205,796,038

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

第1期中間計算期間末（2022年 5月16日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,567,741,811	-	2,567,132,469	609,342
	アメリカ・ドル	2,567,741,811	-	2,567,132,469	609,342

合計	2,567,741,811	-	2,567,132,469	609,342
----	---------------	---	---------------	---------

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後 2 つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第1期中間計算期間 自 2021年11月17日 至 2022年 5月16日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,984,365,337円
期中追加設定元本額	42,670,225,838円
期中一部解約元本額	8,062,266,408円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 5月31日現在です。

【楽天レバレッジNASDAQ - 100】

【純資産額計算書】

資産総額	24,214,784,069円
負債総額	441,692,145円
純資産総額（ - ）	23,773,091,924円
発行済口数	41,680,601,929口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5704円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額（2022年5月末現在）

資本金の額	： 150百万円
発行可能株式総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 13,000株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2022年5月末現在）

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

(3) 投資運用の意思決定プロセス（2022年5月末現在）

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2022年5月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	74	1,040,648
合計	74	1,040,648

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

- 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）				
		前事業年度		
		（2020年12月31日現在）	当事業年度	（2021年12月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		998,579		1,174,557
金銭の信託		800,000		800,000
前払費用		14,635		28,356
未収入金		1,471		2,504
未収委託者報酬		293,497		523,351
未収運用受託報酬		8,884		12,497
立替金		37,697		67,118
その他		16,553		26,567
流動資産計		2,171,319		2,634,952
固定資産				
有形固定資産	1	35,181	1	38,373
器具備品（純額）		35,181		38,373
無形固定資産		77,137		65,272
ソフトウェア		77,137		65,272
投資その他の資産		464,867		586,283
投資有価証券		432,851		543,654
長期前払費用		623		689
繰延税金資産		31,392		41,939
固定資産計		577,186		689,929
資産合計		2,748,506		3,324,881
負債の部				
流動負債				
預り金		5,959		7,765
未払金		38,423		109,234
未払費用		206,729		349,004
未払消費税等		29,627		50,413

未払法人税等	17,764	29,212
賞与引当金	17,559	25,511
役員賞与引当金	3,000	3,000
流動負債計	319,063	574,142
固定負債		
退職給付引当金	41,069	67,554
固定負債計	41,069	67,554
負債合計	360,132	641,696
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,584,464	1,859,505
利益剰余金合計	1,584,464	1,859,505
株主資本合計	2,364,180	2,639,222
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,193	43,963
評価・換算差額合計	24,193	43,963
純資産合計	2,388,373	2,683,185
負債・純資産合計	2,748,506	3,324,881

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,285,484	1,912,382
運用受託報酬	47,067	117,413
営業収益計	1,332,552	2,029,795
営業費用		
支払手数料	401,314	640,528
委託費	105,827	124,894
広告宣伝費	5,837	19,580
通信費	67,273	86,112
協会費	2,030	2,584
諸会費	82	108
営業費用計	582,385	873,808
一般管理費	1・2 598,185	1・2 742,223
営業利益	152,000	413,763
営業外収益		
受取利息	8	9
有価証券利息	436	537
投資有価証券売却益	44,379	25,589
為替差益	0	-

雑収入	2,542	-
営業外収益計	47,366	26,136
営業外費用		
為替差損	-	0
営業外費用計	-	0
経常利益	199,367	439,899
特別損失		
固定資産除却損	423	0
事務所移転費	723	-
投資有価証券評価損	-	39,995
特別損失計	1,146	39,995
税引前当期純利益	198,220	399,904
法人税、住民税及び事業税	77,119	144,134
法人税等調整額	14,226	19,271
法人税等合計	62,892	124,862
当期純利益	135,328	275,041

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,449,135	1,449,135	2,228,851	57	57	2,228,794
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	135,328	135,328	135,328			135,328
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				24,250	24,250	24,250
当期変動額合計	135,328	135,328	135,328	24,250	24,250	159,579
当期末残高	1,584,464	1,584,464	2,364,180	24,193	24,193	2,388,373

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,584,464	1,584,464	2,364,180	24,193	24,193	2,388,373
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	275,041	275,041	275,041			275,041
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				19,769	19,769	19,769
当期変動額合計	275,041	275,041	275,041	19,769	19,769	294,811
当期末残高	1,859,505	1,859,505	2,639,222	43,963	43,963	2,683,185

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（２）金銭の信託

時価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、軽微であると見込んでおります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、軽微であると見込んでおります。

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めています。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に「重要な会計上の見積り」を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	11,630千円	20,177千円

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)
人件費	277,335千円	329,108千円
減価償却費	34,764千円	34,341千円
賞与引当金繰入額	17,559千円	25,511千円
役員賞与引当金繰入額	3,000千円	3,000千円
退職給付費用	18,963千円	22,693千円
経営指導料	60,299千円	79,517千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内	28,200千円	31,260千円

1 年超	54,700千円	29,050千円
合 計	82,900千円	60,310千円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	998,579	998,579	-
(2) 金銭の信託	800,000	800,000	-
(3) 未収委託者報酬	293,497	293,497	-
(4) 未収運用受託報酬	8,884	8,884	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	432,851	432,851	-
資産計	2,533,813	2,533,813	-
負債			
(1) 未払金	38,423	38,423	-
(2) 未払費用	206,729	206,729	-
(3) 未払消費税等	29,627	29,627	-
(4) 未払法人税等	17,764	17,764	-
負債計	292,543	292,543	-

当事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

資産			
(1) 現金・預金	1,174,557	1,174,557	-
(2) 金銭の信託	800,000	800,000	-
(3) 未収委託者報酬	523,351	523,351	-
(4) 未収運用受託報酬	12,497	12,497	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	543,654	543,654	-
資産計	3,054,060	3,054,060	-
負債			
(1) 未払金	109,234	109,234	-
(2) 未払費用	349,004	349,004	-
(3) 未払消費税等	50,413	50,413	-
(4) 未払法人税等	29,212	29,212	-
負債計	537,865	537,865	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払金 (2)未払費用 (3)未払消費税等 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	998,579	-
金銭の信託	800,000	-
未収委託者報酬	293,497	-
未収運用受託報酬	8,884	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,100,962	-

当事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	1,174,557	-
金銭の信託	800,000	-
未収委託者報酬	523,351	-
未収運用受託報酬	12,497	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,510,406	-

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2020年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	383,231	311,000	72,231
小 計	383,231	311,000	72,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	49,620	86,981	37,360
小 計	49,620	86,981	37,360
合 計	432,851	397,981	34,870

当事業年度（2021年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	296,186	231,115	65,070
小 計	296,186	231,115	65,070
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	247,468	249,173	1,705
小 計	247,468	249,173	1,705
合 計	543,654	480,289	63,365

２．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	268,298	64,367	19,987
合計	268,298	64,367	19,987

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	215,101	42,335	16,746
合計	215,101	42,335	16,746

３．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について39,995千円（その他有価証券の投資信託受益証券39,995千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)
退職給付債務の期首残高	18,738千円	46,961千円
勤務費用	18,728千円	21,237千円
利息費用	87千円	244千円
数理計算上の差異の発生額	5,318千円	6,015千円
退職給付の支払額	-	-
過去勤務費用の発生額	-	-
転籍にともなう増減額	4,089千円	3,791千円
退職給付債務の期末残高	46,961千円	78,250千円

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	46,961千円	78,250千円
未積立退職給付債務	46,961千円	78,250千円
未認識数理計算上の差異	5,892千円	10,695千円
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	41,069千円	67,554千円
退職給付引当金	41,069千円	67,554千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	41,069千円	67,554千円

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)
勤務費用	18,728千円	21,237千円
利息費用	87千円	244千円

期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	148千円	1,211千円
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	18,963千円	22,693千円

（４）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自2020年1月1日 至2020年12月31日）	当事業年度 （自2021年1月1日 至2021年12月31日）
割引率	0.5%	0.5%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	2.4%	2.5%

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	11,077千円	12,193千円
未払事業所税	210千円	224千円
未払事業税	3,791千円	6,374千円
賞与引当金	5,376千円	7,811千円
退職給付引当金	12,575千円	20,685千円
減価償却超過額	378千円	1,088千円
繰延資産	30千円	8千円
その他	9,085千円	13,410千円
繰延税金資産小計	42,526千円	61,798千円
評価性引当金	456千円	456千円
繰延税金資産合計	42,069千円	61,341千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,677千円	19,402千円
繰延税金負債合計	10,677千円	19,402千円
繰延税金資産純額	31,392千円	41,939千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.96%	0.52%
住民税均等割等	0.19%	0.15%
その他	0.04%	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.73%	31.22%

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）及び当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,285,484	47,067	-	1,332,552

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,912,382	117,413	-	2,029,795

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引
財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	205,924 (2020年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有間接 100.0%	—	経営管理	連結納税に伴う支払	51,979	未払金	38,423

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	289,673 (2021年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有間接 100.0%	—	経営管理	連結納税に伴う支払	109,234	未払金	109,234

（注）１．上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	7,495 (2020年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	223,028	未払費用	67,471
								運用受託報酬	47,067	未収運用受託報酬	8,884
								出向者の人件費等	11,529		

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	17,495 (2021年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	406,215	未払費用	157,686
								運用受託報酬	117,413	未収運用受託報酬	12,497
								出向者の人件費等	1,018		

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定

しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天グループ株式会社（東京証券取引所に上場）

楽天カード株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自2020年1月1日 至2020年12月31日）	当事業年度 （自2021年1月1日 至2021年12月31日）
1株当たり純資産額	183,721円06銭	206,398円85銭
1株当たり当期純利益金額	10,409円90銭	21,157円04銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自2020年1月1日 至2020年12月31日）	当事業年度 （自2021年1月1日 至2021年12月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	135,328	275,041
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	135,328	275,041
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（1）受託会社

名 称	資本金の額 （2022年3月末現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2022年7月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2022年7月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天レバレッジNASDAQ-100の2021年11月17日から2022年5月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天レバレッジNASDAQ-100の2022年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年11月17日から2022年5月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 福村 寛

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。